

# 重要なお知らせ

平成31年2月

## キャッシュカードによる振込およびATM出金限度額の一部利用制限について (特殊詐欺被害からお客さまのご預金をお守りするために)

ご高齢のお客さまをATMに誘導し、ご預金を振り込ませる「振り込め詐欺」等の被害を防止するため、当金庫では、平成29年9月20日からATM振込の一部利用制限を開始いたしております。

しかしながら、昨今、ATM振込によって被害を受けられる方の低年齢化が進み、加えて、キャッシュカードを騙し取りATMで現金を引き出すというような新たな手口による被害も相次いでいます。

そこで、当金庫では、お客さまの被害を最小限に食い止めるため、下記のとおり、ATM振込制限にかかる対象年齢の引下げおよび、「キャッシュカード搾取被害」等防止のため1日あたりのATMによる出金限度額の引下げを実施させて頂きますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 対応の内容

対象となるお客さま	<p>①ATM振込一部利用制限の変更 (※従前の対象年齢70歳以上からの年齢引下げ)</p> <p>65歳以上、かつ過去3年間にキャッシュカードによるお振込をご利用されていない口座をお持ちのお客さま (お振込をご利用されていない口座のみに対応いたします)。</p> <p>《既に限度額を設定されている場合は「対象外」といたします》</p> <p>②ATM出金限度額引き下げの実施 (新設)</p> <p>70歳以上、かつ過去3年間ATMによる出金 (キャッシュカード、ご通帳) 取引のない口座をお持ちのお客さま</p>
対応 (制限) 内容	<p>①の対象となるお客さま (口座) につきましては、ATMでのキャッシュカードによるお振込ができなくなります。</p> <p>②の対象となるお客さま (口座) につきましては、ATMでの1日あたり10万円を超える出金ができなくなります。</p>
対応開始日	平成31年2月20日 (水) より
その他	利用制限の対象となるお客さまで、ATMでの振込取引および10万円を超える出金をご希望される場合は、当金庫本支店の窓口までお申出ください。

お客さまには、大変ご不便をおかけいたしますが、大切なご預金をお守りするための対策でありますので、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【本件についてのお問い合わせ】

お取引店窓口もしくは営業担当者までお問い合わせください。